

## 規則新旧対照表

※ : 改正した部分

改正前	改正後
(開発行為を行うことができない土地の区域) 第2条 条例第3条第1項又は第4条第1項の規則で定める土地の区域は、次の各号に掲げる区域とする。 (1)から(3)まで (略) (図書の閲覧場所) 第4条 条例第3条第2項(条例第4条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定による図書の閲覧の場所は、都市計画部都市計画課及び都市計画部建築指導課とする。 (遊休宅地における専用住宅の要件等) 第7条 条例第6条第1号の規則で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。 (1)及び(2) (略) 2 条例第6条第1号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。 (1)から(6)まで (略) (既存集落内の自己用住宅の対象者等) 第8条 条例第6条第2号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)及び(2) (略) 2 条例第6条第2号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。 (1)から(4)まで (略) (小規模既存集落内の自己用住宅の対象者等) 第9条 条例第6条第3号の規則で定める者は、当該土地に係る区域区分日前に当該小規模既存集落内に本籍又は住所を有していた者の2親等内の血族又は1親等の姻族とする。	(開発行為を行うことができない土地の区域) 第2条 条例第3条第1項, 第4条第1項又は第6条第2項の規則で定める土地の区域は、次の各号に掲げる区域とする。 (1)から(3)まで (略) (図書の閲覧場所) 第4条 条例第3条第2項(条例第4条第2項及び第6条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定による図書の閲覧の場所は、都市計画部都市計画課及び都市計画部建築指導課とする。 (遊休宅地における専用住宅の要件等) 第7条 条例第6条第1項第1号の規則で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。 (1)及び(2) (略) 2 条例第6条第1項第1号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。 (1)から(6)まで (略) (既存集落内の自己用住宅の対象者等) 第8条 条例第6条第1項第2号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)及び(2) (略) 2 条例第6条第1項第2号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。 (1)から(4)まで (略) (小規模既存集落内の自己用住宅の対象者等) 第9条 条例第6条第1項第3号の規則で定める者は、当該土地に係る区域区分日前に当該小規模既存集落内に本籍又は住所を有していた者の2親等内の血族又は1親等の姻族とする。

2 条例第6条第3号の規則で定める要件については、前条第2項（第1号を除く。）の規定を準用する。

（世帯分離のための自己用住宅の要件）

第10条 条例第6条第4号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

(1) 当該開発行為を条例第6条第4号に規定する敷地に隣接する土地において行う場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

ア及びイ （略）

(2)及び(3) （略）

（道路位置指定を受けた区域内の専用住宅の要件）

第11条 条例第6条第5号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

(1)から(3)まで （略）

（新設）

2 条例第6条第1項第3号の規則で定める要件については、前条第2項（第1号を除く。）の規定を準用する。

（世帯分離のための自己用住宅の要件）

第10条 条例第6条第1項第4号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

(1) 当該開発行為を条例第6条第1項第4号に規定する敷地に隣接する土地において行う場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

ア及びイ （略）

(2)及び(3) （略）

（道路位置指定を受けた区域内の専用住宅の要件）

第11条 条例第6条第1項第5号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

(1)から(3)まで （略）

（大規模な工場施設等の要件）

第12条 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

(1) 建築する施設は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ定める産業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）により分類された産業をいう。）に分類されるものであること。

(ア) 工場施設 大分類E－製造業又は大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち中分類78－洗濯・理容・美容・浴場業（小分類781洗濯業に限る。）

(イ) 流通業務施設 大分類H－運輸業、郵便業のうち、中分類43－道路旅客運送業（小分類432一般乗用旅客自動車運送業及び小分類439その他の道路旅客運送業を除く。）、中分類44－道路貨物運送業、中分類47－倉庫業若しくは中分類48－運輸に附帯するサービス業（小分類484こん包業に限る。）又は大分類I－卸

第12条 (略)

売業、小売業のうち、中分類50—各種商品卸売業から中分類55  
—その他の卸売業まで

(ウ) 研究開発施設 大分類L—学術研究、専門・技術サービス業の  
うち中分類71—学術・開発研究機関

イ 騒音、振動、煤煙、粉塵、悪臭等に対する環境保全対策が講じら  
れるものであること。

(2) 予定建築物の敷地の出入口が幅員9メートル以上の道路に接して  
いること。

(3) 開発区域の面積が50,000平方メートル以上、かつ、予定建築物の  
敷地面積が3,000平方メートル以上であること。

第13条 (略)

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。